

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成20年6月19日

（照会者） 殿

金融庁監督局証券課長 森田 宗男

平成20年5月28日付をもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1. 回答

照会のあった事例について、照会者が行おうとする行為は、金融商品取引法第2条第8項第10号（以下「PTS」という。）に該当せず、同法第30条に規定する認可及び同法第31条第4項に規定する変更登録は必要ないものとする。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

PTSは、「有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として（競売の方法等の法令で定められた方法により）売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの」と規定されており、電子情報処理組織を使用することにより集団的な取引の場を形成するものが該当するものと考えられる。

照会者が行おうとする行為（以下「本件行為」という。）は、有価証券の売買の媒介であるが、①電子化されているのは売買の媒介の一部であること、②取引の対象となる有価証券は小口分散化された流動性の高い商品ではないことから、取引所に類似するような有価証券の集団的な取引の場を提供しているものとはいえない。

よって、本件行為はPTSには該当しないと認められる。